

官報

号外 昭和二十四年六月一日

第五回 参議院會議錄第三十九号

昭和二十四年五月三十一日(火曜)午前十一時八分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十四年五月三十一日

午前十時開議

第一 副議長不信任決議案(木下源吾君外二十七名発議)(委員会審査省略要求事件)

第二 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 有田局の電話交換方式変更に関する諸議(委員長報告)

第四 秋田縣西目郵便局を雄配局とするの請願(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨三十日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。

公認会計士法の一部を改正する法律案(三宅義則君外二名提出)

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を大蔵委員会に付託した。

公認会計士法の一部を改正する法律案(三宅義則君外二名提出)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方自治廳設置法案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

大藏省設置法案

行政機關職員定員法案

地方税法の一部を改正する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は同院において、本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

認知的訴の特例に関する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は同院において、本院の修正に同意しないことを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治廳設置法案

經濟安定本部設置法案

運輸省設置法案

同日衆議院から本院の回付した左の衆議院提出案は同院において、本院の修正に同意しないことを議決した旨の通知書を受領した。

弁護士法案

同日衆議院から左の内閣提出案は、さきに同院において可決した通り出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。

運輸省設置法案

同日衆議院から左の衆議院提出案は、さきに同院において可決した通り出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。

弁護士法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

大藏省設置法案

地方自治廳設置法案

經濟安定本部設置法案

運輸省設置法案

行政機關職員定員法案

地方税法の一部を改正する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

認知的訴の特例に関する法律案

弁護士法案

通信委員会請願特別報告第四号

去る二十二日委員長から左の報告書を出した。

國家公務員制度に関する一般調査報告書

社會保障制度に関する調査報告書

去る二十八日閣内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨を回答した。

通商産業通商監 小瀧 彬君

(大臣官房長)通商 永山 時雄君

通商産業事務官 武内 龍次君

(通商局長)通商 石原 武夫君

通商産業事務官 近藤 止文君

(通商局長)通商 細井 富太郎君

通商産業事務官 進藤 武左門君

通商産業事務官 資源 隆次君

通商産業事務官 渡邊 誠君

昨三十日閣内閣總理大臣から通商産業通商監小瀧彬君外七名(前議長長承認の通り)を第五回國會議府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(松平恒雄君) これより今日の會議を開きます。この際お諮りいたします。本日中川幸平君より議院運営委員を辭任したい旨の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として議院運営委員に川村松助君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、副議長不信任決議案(木下源吾君外二十七名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本件は発議者木下源吾君外二十七名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に対し趣旨説明の發言を許します。梅津錦一君。

副議長不信任決議案

右の議案を國會議法第五十六條によつて發議する。

昭和二十四年五月二十四日

發議者

木下 源吾 内村 清次

坂本 重藏 波多野 鼎

大野 幸一 天田 勝正

梅津 錦一 齋 武雄

河崎 ナツ 若木 勝藏

岩崎 正三郎 岡田 宗司

カニエ邦彦 大島 農夫雄

村尾 重雄 下條 泰兵

栗山 良夫 池田 恒雄

堀 眞琴 星野 芳樹

國井 淳一 千田 正

川上 嘉 鈴木 清一

千葉 信 佐々木良作

太田 敏兄 木村 福八郎

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

會議 常任委員辭任及び補欠の件

副議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)

副議長不信任決議案

副議長松嶋善作君は、五月二十三日本會議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。

よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

一六二

官報号外 昭和二十四年六月一日

参議院會議錄第三十九号

議長報告

理由

一、副議長松嶋喜作君は、五月二十三日午後十一時五十四分に開かれた本会議において松平議長が、正に議長席に就かんとしつつあるにかかわらず、独断をもつて議長席に就き議事を進めんとしたこと。
二、〇〇君(連記係においては氏名不詳)の動議を議長にはかることなく発言を許し、直ちに、会期延長に決せる宣言をしたこと。

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

〇梅津錦一君

参議院副議長不信任決議案、

副議長松嶋喜作君は、五月二十三日本会議において、その職務執行に際し、公正を欠き、その措置は甚だ適正でなかつた。
よつてわれわれは同君を信任しない。

右決議する。

私は日本社会党を代表いたしまして、参議院副議長松嶋喜作君に対する不信任案提出の理由を述べたものであります。副議長松嶋喜作君は、五月二十三日午後十一時五十四分に開かれた本会議におきまして、松平議長がまさに議長席に着かんとする際、独断で以て議長席に着き、自己の所属であるところの政府與党、即ち民主自由党の有利のために議事の進行を行わんとしたのであります。国会法第二十一條においては「議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」という規定が設けられて存在してゐるにも拘わらず、議長が議長席の目の前にいることを知りながら、

らも、(拍手)松嶋喜作君は強引に議長の職務を行なつたのであります。これは明らかに国会法の違反であり、職務濫用であるのであります。(拍手)この場合、誰が見ても議長に事故があつたとは見られないのであります。(拍手)「見られませんでした」と呼ぶ者あり。如何に副議長である松嶋喜作君が独断をしようとも、善意で行なつたものではなく、自党の党利党略のために、かかる越権行為を行なつたものを断するものは当然であつて、一片の弁解もあるまいと思ふのであります。(拍手)

次に、松嶋君は、我が党の中村正雄君より成規の手続を以て提出されていた板谷順助君に対する懲罰動議を、参議院規則第二百三十八條により直ちに會議に付さなければならぬルールを無視して、会期延長を付議し、参議院規則を無視し、議長を混乱に陥れた責任は重大なものであると考へるのであります。即ち参議院規則第二百三十八條によると、「懲罰の動議が提出されたときは、議長は、直ちにこれを會議に付さなければならぬ。」かように規定されてあることはすでに御承知の筈である筈であります。それを蹂躪して会期延長の議題を先議し、以て自党に有利な行動を取つてつたのであります。理不盡といふも美に甚だしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)更に私は寺尾君と記憶しておりましたが、同君に発言を許しながら、その発言もないのに自分から勝手に会期延長の発言をするに至つては、議事法を知らぬも又甚だしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)「そうだ」と呼ぶ者あり。而もこの場合、議長は騒然としていて、議長の認定に疑義があつたのであります。異議ありの聲があつたにも拘わらず独断で行つて決定いたしましたことは、本規則第三百七條に對する違法行為と言わなければなりません。以上、国会法、参議院規則を平然と蹂躪することができ、且つ又議事を自党の党利のために非民主的に運営し、ために議長を混乱せしめたのは、明らかにファッショ的行動であると断ぜざるを得ないのであります。このような副議長の下においては、国会の公平なる運営は到底得て望み難いと信ずるが故に、全面的に不信任の意を表明するものであります。

そして、議長の認定に疑義があつたのであります。異議ありの聲があつたにも拘わらず独断で行つて決定いたしましたことは、本規則第三百七條に對する違法行為と言わなければなりません。以上、国会法、参議院規則を平然と蹂躪することができ、且つ又議事を自党の党利のために非民主的に運営し、ために議長を混乱せしめたのは、明らかにファッショ的行動であると断ぜざるを得ないのであります。このような副議長の下においては、国会の公平なる運営は到底得て望み難いと信ずるが故に、全面的に不信任の意を表明するものであります。

の自由もなく、すべての論議は否定されて、このサインのみが決定をしたのであります。このサインが二日であるか、二週間であるか、はた又二ヶ月……二二年であるか」と呼ぶ者あり。或いは二年も当然であると思ふのであります。二はすべての数を意味するものであります。二と限られた二本の指が、たゞ二日というときは、幸い良識ある議員諸君の判断によつてなされたのであります。私はこのことを非常に幸いと思ふのであります。私は同僚諸君が良識の中にかく決定いたしましたことを思いますときに、すでに言論は否定され、論議は議長から去つたと断ぜざるを得ないのであります。我々は昨日四名の同僚議員を懲罰委員会に付託いたしました。これらの被懲議員を生み出した最大の責任者であり、これが温床を作つたものであるところの松嶋君の不法行為を糾弾することは、即ち参議院の權威を保持するゆゑんであると信ずるものであります。その通りだ」と呼ぶ者あり。拍手。「無恥は擧げなければならぬ、無恥は罪惡なりだ」と呼ぶ者あり。かく非法的行為が合法の偽幕の陰に隠れることを恐れるのであります。この点、同僚議員各位の御明察を頂きたいと思ふのであります。返すも論議の上に立つて、論議隨順の道を歩むことが、議員の務めであり、ここに非法法が許されるならば、国会はすでに無用のものになるということを私は確信するものであります。良識ある諸君の御明察に待ちたいと考えまして、この壇を降りるものであります。(拍手)

討論の通告がございます。天田勝正君。
〔天田勝正君登壇、拍手〕
〇天田勝正君 私は只今の梅津君演説によります松嶋喜作君に対する不信任案に賛成の意を表するものであります。(拍手)私は誰の言ふことよりも、松嶋君みづから昨日この壇上で語りましたことを再び繰返しつつ、その賛成の趣旨を明らかにしたいと思ふのであります。
松嶋君は昨日自己弁明の中に去る二十三日の事件を語つております。先ず自分が懲罰の動議に付せられたところでは、たゞに私の不愉快とするところでなしに、本参議院のために甚だ遺憾と思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり。こゝ言われております。私は本日ここに副議長松嶋喜作君の不信任案に賛成の討論をすることを、たゞに私の不愉快とするばかりでなしに、本参議院の誠に遺憾であると思ひます。(拍手)松嶋君の語つております中の重要な事項は、先ず運営委員会におきましてきの説明と松嶋君のとつた態度であります。即ち「運営委員会は紛糾に紛糾を重ねて、收拾するようにも見えません。先程来いろ／＼な弁舌を以てこの紛糾を言及されましたけれども、私はこの紛糾の根柢をなすものは、野党の少数の諸君が特定の法案を阻止せんとする意圖にあるので、決して總理が来ないとか、或いは委員長を取計らいがまじいとか、そういう些々たる問題ではなくして、根柢に横たゐるところの觀念は、特定の法律を阻止せんとしようとするところにあると私は見ました。」こゝ松嶋君は述べておるのである。誠に以て

して、議長の認定に疑義があつたのであります。異議ありの聲があつたにも拘わらず独断で行つて決定いたしましたことは、本規則第三百七條に對する違法行為と言わなければなりません。以上、国会法、参議院規則を平然と蹂躪することができ、且つ又議事を自党の党利のために非民主的に運営し、ために議長を混乱せしめたのは、明らかにファッショ的行動であると断ぜざるを得ないのであります。このような副議長の下においては、国会の公平なる運営は到底得て望み難いと信ずるが故に、全面的に不信任の意を表明するものであります。

の自由もなく、すべての論議は否定されて、このサインのみが決定をしたのであります。このサインが二日であるか、二週間であるか、はた又二ヶ月……二二年であるか」と呼ぶ者あり。或いは二年も当然であると思ふのであります。二はすべての数を意味するものであります。二と限られた二本の指が、たゞ二日というときは、幸い良識ある議員諸君の判断によつてなされたのであります。私はこのことを非常に幸いと思ふのであります。私は同僚諸君が良識の中にかく決定いたしましたことを思いますときに、すでに言論は否定され、論議は議長から去つたと断ぜざるを得ないのであります。我々は昨日四名の同僚議員を懲罰委員会に付託いたしました。これらの被懲議員を生み出した最大の責任者であり、これが温床を作つたものであるところの松嶋君の不法行為を糾弾することは、即ち参議院の權威を保持するゆゑんであると信ずるものであります。その通りだ」と呼ぶ者あり。拍手。「無恥は擧げなければならぬ、無恥は罪惡なりだ」と呼ぶ者あり。かく非法的行為が合法の偽幕の陰に隠れることを恐れるのであります。この点、同僚議員各位の御明察を頂きたいと思ふのであります。返すも論議の上に立つて、論議隨順の道を歩むことが、議員の務めであり、ここに非法法が許されるならば、国会はすでに無用のものになるということを私は確信するものであります。良識ある諸君の御明察に待ちたいと考えまして、この壇を降りるものであります。(拍手)

の自由もなく、すべての論議は否定されて、このサインのみが決定をしたのであります。このサインが二日であるか、二週間であるか、はた又二ヶ月……二二年であるか」と呼ぶ者あり。或いは二年も当然であると思ふのであります。二はすべての数を意味するものであります。二と限られた二本の指が、たゞ二日というときは、幸い良識ある議員諸君の判断によつてなされたのであります。私はこのことを非常に幸いと思ふのであります。私は同僚諸君が良識の中にかく決定いたしましたことを思いますときに、すでに言論は否定され、論議は議長から去つたと断ぜざるを得ないのであります。我々は昨日四名の同僚議員を懲罰委員会に付託いたしました。これらの被懲議員を生み出した最大の責任者であり、これが温床を作つたものであるところの松嶋君の不法行為を糾弾することは、即ち参議院の權威を保持するゆゑんであると信ずるものであります。その通りだ」と呼ぶ者あり。拍手。「無恥は擧げなければならぬ、無恥は罪惡なりだ」と呼ぶ者あり。かく非法的行為が合法の偽幕の陰に隠れることを恐れるのであります。この点、同僚議員各位の御明察を頂きたいと思ふのであります。返すも論議の上に立つて、論議隨順の道を歩むことが、議員の務めであり、ここに非法法が許されるならば、国会はすでに無用のものになるということを私は確信するものであります。良識ある諸君の御明察に待ちたいと考えまして、この壇を降りるものであります。(拍手)

討論の通告がございます。天田勝正君。
〔天田勝正君登壇、拍手〕
〇天田勝正君 私は只今の梅津君演説によります松嶋喜作君に対する不信任案に賛成の意を表するものであります。(拍手)私は誰の言ふことよりも、松嶋君みづから昨日この壇上で語りましたことを再び繰返しつつ、その賛成の趣旨を明らかにしたいと思ふのであります。
松嶋君は昨日自己弁明の中に去る二十三日の事件を語つております。先ず自分が懲罰の動議に付せられたところでは、たゞに私の不愉快とするところでなしに、本参議院のために甚だ遺憾と思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり。こゝ言われております。私は本日ここに副議長松嶋喜作君の不信任案に賛成の討論をすることを、たゞに私の不愉快とするばかりでなしに、本参議院の誠に遺憾であると思ひます。(拍手)松嶋君の語つております中の重要な事項は、先ず運営委員会におきましてきの説明と松嶋君のとつた態度であります。即ち「運営委員会は紛糾に紛糾を重ねて、收拾するようにも見えません。先程来いろ／＼な弁舌を以てこの紛糾を言及されましたけれども、私はこの紛糾の根柢をなすものは、野党の少数の諸君が特定の法案を阻止せんとする意圖にあるので、決して總理が来ないとか、或いは委員長を取計らいがまじいとか、そういう些々たる問題ではなくして、根柢に横たゐるところの觀念は、特定の法律を阻止せんとしようとするところにあると私は見ました。」こゝ松嶋君は述べておるのである。誠に以て

不通過なる言葉である。そのときの運営委員会は松嶋君がよく御承知の通り、総議の出席を要求いたしましたのは、決して少数派ばかりではございません。一、二人の人でもないのです。民主自由党を除いた全運営委員が賛成いたしました。総議の出席を要求いたしましたのである。そのことは昨日この壇上において原君等から説明がございましたが、官房長官は單なる一官吏である。内閣の代表権は持つておりません。そういうことからいたしまして、総議或いはこれに代るべきところの國務大臣の出席を要求することは當然なことなのである。この当然なる要求であります。民自党を除く全委員が賛成いたしておるのであります。ここに如何なる証拠を以て、何を証拠にいたしまして、勝手に特定の法案を阻止する意図があると見られるのであるか。かような独断によつてあのような議場混乱を起さしむるに至りましては、誠に驚かざるを得ないのである。更にこう言つておられます。『喧々囂々たるこの運営委員会は見るに忍びない、私は静かに議長の下に下りまして、』こう述べておられます。かように運営委員会がなか／＼纏まらない、喧々囂々たる状態になりましたときにこそ、初めて委員長にだけ任せて置くこととてなしに、議長、副議長がそこで調停することこそ、その職責である。見るに忍びないとは一体何を指すのであります。而も当時の運営委員会の様子を更に詳しく申上げますならば、委員会は三つの反則によつて行われております。即ち開会を宣しておりません。又議案の決定をなさずして、委員

員外の退場を求めること三度に及んでおります。動議は賛成者なしには成立しないにも拘わらず、賛成者がないところの動議の採り上げをいたしてあります。このような状態にありまして、これを見るに忍びないといひまして本会議に臨んだ、こういうことであります。その途中におきましては、「これが大事なところである」という前書きによりまして、「事務の或る某君が私に向つて、議長の意図せられるところを逸脱しないようにという注意があつて、私も無論さうなことは申すに及ばぬ、こう話し合つた。」さうな証拠があるならば、事務の誰かに、少くとも議長と話し合ひをするような事務局の人である以上、参事でございますし、何故かのような勝手な言動的なことを申すのであるか。私は誠にその言をんとするところの意図を見るのに苦しむのであります。更にこの議場においての松嶋君の行動であります。議長がこゝで採り合つておられました。私はこれは大事である。若し議長があれいふことであつて、この議事は進行しなければ、私の職責は盡せないと考えまして、おもむろにここに参りましたのであります。以後は北村君の説明の通りであります。こう言つておられます。然らば北村君がどのような弁明をされたかと言いますれば、副議長がここに登られておる、どういたしたと文書も貰つておらないといふことから、そこで、その後において北村君が議長の所へ行きまして、そうしてその意思の傳達を受けて来た、こういうことでありまして、北村君がすでに帰つた

ときは議長席におつた、従つて議長の意思の傳達を受けずして議長席に登つたことは、この松嶋君並びに北村君の弁明によつて明らかでございます。(拍手)更に「成る程板谷君の懲罰動議は先に出すべきものであるかも知りませんけれども、すでに六分、十二時六分ほんの前に迫りましたその時におきましては、若し会期を延長しなければ大変なことになるといふ私の考えから、これは緊急状態である。」(拍手)これを言ひまして、「それが議長だ」と呼ぶ者あり。更に「総議指名の場合におきまして、これは如何なる事件よりも先に先議すべきこととして書いてありますけれども、併しながら議長、副議長の選任を先にしたことがありますから」云々、こう言つておられます。議長、副議長或いは事務局長、これは国会法の定むるところによりまして、議院の役員であります。議院構成上必須なる條件であります。この三役が決定いたしませんければ、参議院の成立ができませんのであります。この議長、副議長の選挙の問題と、総議指名とを比較されまして、会期の問題と懲罰動議とを比較されるに至りましては、国会法を知らざるも甚だしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)更にこういふことから「先に延会を議決しても差支えないとの確信で、私は別に外から強いられたのでもなく、極めて自らのでもなく、全く自分の判断で、」(拍手)こう言つておられます。(院議に諮らず独断でやつたのだと呼ぶ者あり)院議に諮らずして独断でやつたといふことはみづからの語る言葉によつて証明し盡されてゐる。(責任とれ責任を」と呼ぶ者あり、拍手)肝野な議長として発言された後の点につきましては、梅津君が申されました通り、速記録にもその通りでございます。即ち「君の発言を許します。議長は衆議院の議長と協議いたしました結果」云々、(拍手)こういふことであります。一人に発言を許して置きながら、別の人に発言を許すか或いは又自分が発言する。このようなルールがどの國會にございましょう。(拍手)このこと一つを採りまして、到底議長としての職責が全かつたとは、よも弁明できないと思つておられます。(拍手)これは民自党の参議院ではないぞ」と呼ぶ者あり。この松嶋君のお言葉をそのまま正直に聴いておられます。全く松嶋君は、民主自由党あるを知つて、國會法も且つ又参議院の存在も知らざると断じて差支えないと思つておられます。(その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

かような観点からいたしまして、私は当然この「時間だ」と呼ぶ者あり。三日の間に松嶋君が責任をとられるであろうと期待しておる。人の先頭に立たんとする者は、みづからを他の人よりも背前に振うといふこと以外に、他の人から信用を受ける途はないのであります。(拍手)どうか参議院の名譽のために、願わくば松嶋君がこの責任をとられることを望むのであります。到底その望みに叶えられない様子であります。(笑聲)参議院の名譽のために同僚諸君はどうかこの決議案に御賛成あらんことをばお願い申上げまして、私の討論を終ります。(拍手)

〔板野勝次君登壇、拍手〕
○板野勝次君 只今議題となつております副議長不信任案に對しまして、日本共産党を代表いたしまして無條件で賛成の意を表するものであります。(反対)と云ふ者あり
議事の進行が一党一派に偏せないといふことが不可能であるといふことを、あの二十三日の深夜の参議院本会議は率直に國民の前に明らかにいたしておりました。公平であるべき表裏板の裏に、不公平であるといふ文字が隠されてゐた。(拍手)この不公平であるといふ看板の裏面が率直に國民の前にさらけ出されたものであります。二十三日の深夜の議場混乱の最大の責任者が誰であるかといふことは、國民が目撃しておるところであります。而もこの最大の責任者が今尙その責任を明らかにしていないことは誠に遺憾な点であります。
私は昨日の各機關に付せられようとする人たちの一身上の弁明を聴きながら、その最後の「自分だつてそうじやないか」と呼ぶ者あり。結論は、あの議場を混乱させることなくして済むものの責任者が、只今不信任案を我がが突き付けておるところの松嶋副議長であるといふことが明らかにされたのであります。(ノーノー)と云ふ者あり、拍手。私は細かく当夜の模様は申しませんが、とにかく昨日の松嶋君の一身上の弁明によりまして、自己の責任において議長席に着いたといふことが明らかになつております。(拍手)これは明らかに國會法第二十一條を知らなかつたか、或いは知りながらこれを無

視したのである。知ると知らざるとを問はず、明らかに国会法の違反であります。(拍手)更に昨日の一身上の弁明の中に、淺岡君はこのように申しておられます。青木警務部長が、議長に副議長が席に着かれたと言つたので、議長が議案文を渡したと言つたので、それに引き替へまして、北村君はこれに反して、議長から北村君が議案文を貰ひ、それを松嶋君に渡し、その後松嶋君が登壇したと言つておるのであります。私はこの食い違ひの細かいことを言おうとするのではなくして、何故にこれらの諸君が細かい藝当を一身上の弁明の中に言わなければならなかつたか、このような弁解がましい必要を取らなければならなかつた理由をむしろ疑ふのであります。これは明らかにこの副議長の行爲を合法化しようとするのであつたと見るより外ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)私はこれが副議長不信任に對しまず賛成する第一の理由であります。

第二の理由は、参議院規則の第四百十三條におきまして、この採決の方法が異議がないと認めたときは、議長は可決の旨を宣告することになつておる。不法に議長席に着いたことは、松嶋君自身の一身上の弁明によつて明らかにされたのであります。その上に、不法に議長席に着いたばかりでなくして、この規則第四百十三條に示されておる可決の旨を宣告することなくして、指二本を出されて、指の採決をしておると、こう言われております。これは誠に指二本は何であるか知りませんけれども、著しく議事法を無視し、議院の体面を著しく傷けたものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)これが我が党が不信任案に賛成することの第二の理由であります。

第三の理由は、松嶋君は昨日率直に言われた。会期延長の問題を党派的に見ている見解を明らかにされておる。私はこの党派的に見ているその範圍においては、松嶋君の見解は正しいと思ふ。これは明らかに大資本に奉仕するか、我が國の勤勞大衆の利益に奉仕するか、この二つの党派性のあることを率直に示された。(その通り)と呼ぶ者あり)この範圍においては正しい。併しながらかくも副議長である者が、この大資本の利益に奉仕するがごとき法案通過に(それは違ふ)と呼ぶ者あり)協力したこの事實は、(もう止せ)と呼ぶ者あり)副議長として全く党派性を越えたとする立場をとらなかつた点において、大きな過失、過誤を犯しておるのであります。(拍手)問題は、党派の爲めであつてはならない議事の方法を党派的に利用して來ておる。(その通り)と呼ぶ者あり)而も強硬なるあの当夜の強行策は、あの東條以上傲慢に振舞つておるところの(勝手なこと)を言ふな)と呼ぶ者あり)民自党の吉田総理といひ、(やかましい)と呼ぶ者あり)更に又、昨日のスクラムを組んで云々と言つて、社会党並びに共産党に對するいわれなき誹謗を加えたあの草葉陰圓君といひ、この中に盛られておる民自党のファシスト的性格を、又松嶋君の場合におきましても明らかに示しておるのでございます。(拍手)民自党の下、我々は曾てのファシスト的政治が國を今日の破壊に導いて來ておることを知つております。

今又このような暴力的な方法による諸議案通過の強行は、明らかにファシスト的政策を強行し、而もこれは我が國の獨立を喪失せしめる方向に導くところの極めて非愛國的な方向であり、これは國を賣る方向に通じておる。(詭弁も大概にしろ)と呼ぶ者あり)かような危険な方向に導こうとし、議事を運行させようとする惡意を持つておる副議長の行爲に對しましては、断じて賛成することができないばかりでなく、不信任以上のものを感ずるのでございませう。

以上三つの理由から副議長不信任に賛成するものであります。副議長はみづからあの責任を感じて辭任せられることが最も政治家として正しい処置でありませう。併しなから今何からの態度を表明されてないことは、副議長の椅子にどんな状態が起つても嘲り付いていたい、この汚い意思を持つておられることは誠にこの毒に思つてあります。(拍手)このような不遜な態度、國會法を無視し、参議院規則を知らず、これを無視しておる態度を持しておられる副議長は、誠に副議長としてふさわしくなく、(時間だ、降壇しろ)と呼ぶ者あり)不適当でありますから、多数の横暴を助成するやうな副議長が、議長の椅子から即刻離れて貰いたい。このことを強調いたしまして、不信任案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 少數と認めます。よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第二、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長紅澤みつ君。

〔報告書は都合により本号附録に掲載〕

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。
第七條中「施行の後一年」を「施行の後二年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔紅澤みつ君登壇、拍手〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により、これにて午後三時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩
午後九時五十一分再開

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。新谷寅三郎君及び鈴木直人君より内閣委員を、町村敬貴君及び大隈信幸君より地方行

と、その設置期間は施行の日より一年となつておりました、本年八月三十一日で廃止されることになつております。そこで、この一年とありますのを、もう一年延長して二年に改めるといふのが本法律案の改正点でございます。本委員会におきましては別に質疑もなく、直ちに採決に入りました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。併し本年はまだ引揚が再開されるに至らず、且つは経済新情勢により、引揚者、遺家族、留守家族の更生対策には一層奮勉する必要がありませうので、政府において國會の意圖するところを十分に了解し、本審議会の運営に万全を期せられるよう特に要請し、今後尙検討することとした次第であります。以上簡單でございませうが御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により、これにて午後三時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩
午後九時五十一分再開

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。新谷寅三郎君及び鈴木直人君より内閣委員を、町村敬貴君及び大隈信幸君より地方行

と、その設置期間は施行の日より一年となつておりました、本年八月三十一日で廃止されることになつております。そこで、この一年とありますのを、もう一年延長して二年に改めるといふのが本法律案の改正点でございます。本委員会におきましては別に質疑もなく、直ちに採決に入りました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。併し本年はまだ引揚が再開されるに至らず、且つは経済新情勢により、引揚者、遺家族、留守家族の更生対策には一層奮勉する必要がありませうので、政府において國會の意圖するところを十分に了解し、本審議会の運営に万全を期せられるよう特に要請し、今後尙検討することとした次第であります。以上簡單でございませうが御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により、これにて午後三時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩
午後九時五十一分再開

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。新谷寅三郎君及び鈴木直人君より内閣委員を、町村敬貴君及び大隈信幸君より地方行

と、その設置期間は施行の日より一年となつておりました、本年八月三十一日で廃止されることになつております。そこで、この一年とありますのを、もう一年延長して二年に改めるといふのが本法律案の改正点でございます。本委員会におきましては別に質疑もなく、直ちに採決に入りました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。併し本年はまだ引揚が再開されるに至らず、且つは経済新情勢により、引揚者、遺家族、留守家族の更生対策には一層奮勉する必要がありませうので、政府において國會の意圖するところを十分に了解し、本審議会の運営に万全を期せられるよう特に要請し、今後尙検討することとした次第であります。以上簡單でございませうが御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

松嶋 喜作君	遠山 丙市君
小林 英三君	田村 文吉君
寺尾 博君	徳川 宗敬君
玉屋 喜章君	水久保甚作君
徳川 頼貞君	一松 政二君
藤野 繁雄君	穂積寛六郎君
岡田喜久治君	國 伊能君
山本 勇造君	西田 天香君
渡邊 甚吉君	寺尾 豊君
大野木秀次郎君	川村 松助君
加藤常太郎君	西川 昌夫君
城 義臣君	淺岡 信夫君
池田宇右衛門君	堀 末治君
西川甚五郎君	大島 定吉君
鈴木 安孝君	黒田 英雄君
平沼彌太郎君	草葉 隆圓君
石坂 豊一君	柴田 政次君
板谷 順助君	今泉 政喜君
松野 喜内君	黒川 武雄君
藤井 新一君	深水 六郎君
平岡 市三君	北村 一男君
中川 幸平君	左藤 義詮君
西山 龜七君	佐々木鹿蔵君
重宗 雄三君	廣瀬興兵衛君
小市 浩一君	山田 佐一君
大隅 憲二君	尾形六郎兵衛君
木内 四郎君	池田七郎兵衛君
稻垣平太郎君	
反對者(青色票)氏名	八十一名
小杉 繁安君	石川 準吉君
紅崎 みつ君	深川タマエ君
木内キヤウ君	仲子 隆君
境野 清雄君	淺井 一郎君
木村三四郎君	鬼丸 義賢君
櫻内 辰郎君	油井賢太郎君
星 一君	小畑 哲夫君
竹中 七郎君	入交 太誠君
安達 良助君	高橋 啓君

内村 清次君	梅津 錦一君
大隈 信幸君	門屋 盛一君
平野清治郎君	鈴木 順一君
齋 武雄君	村尾 重雄君
門田 定藏君	塚本 重藏君
奥 主一郎君	岩本 哲夫君
河野 正夫君	田中 利勝君
山田 節男君	中井 光次君
カニニ邦彦君	和田 博雄君
森下 政一君	青山 正一君
若木 勝藏君	島田 千壽君
吉川末次郎君	天田 勝正君
板野 勝次君	細川 嘉六君
中野 重治君	中西 功君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
鈴木 清一君	千葉 信君
木村福八郎君	原口忠次郎君
池田 恒雄君	星野 芳樹君
太田 健兄君	金子 洋文君
小泉 秀吉君	大野 幸一君
赤松 當子君	國井 淳一君
藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
伊藤 修君	大島農夫雄君
河崎 ナツ君	丹羽 五郎君
原 虎一君	下條 恭兵君
島 清君	中村 正雄君
三好 始君	佐々木良作君
波多野 鼎君	三木 治朗君
木下 源君	山下 義信君
岡田 宗司君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁蔵君
鈴木 憲一君	

公認会計士法の一部を改正する法律案
本日委員長から左の報告書を提出した。
家畜商法案可決報告書
公認会計士法の一部を改正する法律案可決報告書
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、家畜商法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事石川準吉君。
〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕
家畜商法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月二十四日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄郎
家畜商法
(この法律の目的)
第一條 この法律は、家畜商について免許制度を実施することにより家畜の取引の公正を確保することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいい、「家畜商」とは、次條の規定による免許を受けて、家畜の賣買若しくは交換又はそのあつ旋(以下「家畜の取引」と総称する。)の業務を営む者をいう。

(免許)
第三條 家畜商にならうとする者は、千円をこえない範圍内で省令で定める手数料を納めて、その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
都道府県知事は、前項の免許の申請があつたときは、その者が次條各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく免許を與えなければならない。
(免許を與えない場合)
第四條 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。
一 禁治産者又は准禁治産者
二 この法律又は家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けないことが確定した日から一年を経過しない者
三 第七條第一項又は第二項の規定による免許の取消(家畜商からの申請によるものを除く。)があつた日から二年を経過しない者。但し、本條第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。
(家畜商名簿)
第五條 都道府県に家畜商名簿を備え、家畜商の免許に関する事項を登録する。
(登録及び免許証の交付)
第六條 第三條の免許は、家畜商名簿に登録することによつて與えられる。
2 都道府県知事は、第三條の免許

を與えたときは、家畜商免許証を交付する。
(免許の取消及び業務の停止)
第七條 家畜商が第四條第一号若しくは第二号に該当するときは、又は家畜商から申請があつたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。
2 家畜商が左の各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
一 第十一條の規定に違反したとき。
二 正当の事由がなくて引き続き一年以上家畜の取引をしないとき。
3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該家畜商に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、聴聞をしなければならない。当該家畜商は、聴聞の場所において意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
(免許等の効力)
第八條 第三條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全部道府県に及ぶ。
(免許の申請手続等)
第九條 第三條から前條までに規定するものの外、免許の申請、家畜商名簿の登録、訂正及びまつ消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

(家畜の取引業務の制限)

第十條 家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではならない。
(免許証の呈示)

第十一條 家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第十二條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十條の規定に違反して、家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者

第十三條 第七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第十四條 第十一條の規定に違反した者は、三萬圓以下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。
2 この法律施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日間、第十條の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

3 前項の者が同項の期間内に第三條の規定による免許を申請した場合において、これについて許可の決定があるまでの期間について、また同様とする。

(石川準吉君登壇、拍手)

○石川準吉君 只今議題となりましたところの家畜商法案につきまして、農林委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思ひます。

本法案は衆議院の小笠原八十美君外十五名の議員諸君の御提出にかかる法律でありまして、その提案の趣旨は、現在家畜商の取替状況につきまして、各都道府県におきまして、区々まちまちであります。従ひまして、或いは條例によつて試験免許制度をとつておるところもありまして、或いは登録制度をとつておるところもあります。又は更に雇用主義のところもありまして、或いは全くこれを放任しておる地方もあるであります。そういうふうな關係でありますので、この間、何らの統一のものがなないために、営業上多大の支障を生じておるばかりであります。従ひまして、延いては家畜の取引の円滑を害しておる次第であります。又一方放任状態に置かれております地方におきましては、ややもすれば家畜商の資質特に家畜衛生に関する知識の欠如のために、家畜傳染病予防の見地からいたしまして非常に遺憾の点が少なくない実情にあります。従ひましてこれ

らの弊害を除去いたしまして、家畜商の品位の向上と家畜取引の公正とに資するため、全國統一の取締制度を設けんとするものであります。而ういたしまして、この法案の内容は、都道府県知事による免許制度が中心となつたのであります。免許につきましては、従前に自由裁量による弊害を防止するため、一定の資格条件に該当しない者は、すべてこれを免許することといたしました。又免許の取消乃至業務停止処分等をなす場合におきましては、聽聞に付し、その弁明の機会を與ふるの用意をいたします等、一方におきましては公益的見地から業務上の取締をなすと共に、他方におきましてその營業権をできるだけ尊重するの態度に出ているのであります。

委員会といたしましては、いろいろ質問を行ひました後、本法案はその趣旨におきまして妥當なりと認めまして、こつていふ大事な家畜商の品位の向上につきましては積極的な政府の今後の努力を期待いたしまして、討論をしたのであります。採決の結果、本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。右簡單であります。御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。
(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

する法律案(衆議院提出)を議題とする。ことに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。大蔵委員長松平恒雄君。

(審査報告書は都合により本号附録に掲載)

公認会計士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月三十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄郎

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
第五十七條に次の二項を加える。
計理士としての職に在つた年數を滿算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行つた審式試験を受けることができる。

第五項の規定は、陪審式試験を受けようとする者に、第四項及び第六項の規定は、陪審式試験に合格した者に準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

公認会計士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月三十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄郎

(審査報告書は都合により本号附録に掲載)

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
第五十七條に次の二項を加える。
計理士としての職に在つた年數を滿算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行つた審式試験を受けることができる。

第五項の規定は、陪審式試験を受けようとする者に、第四項及び第六項の規定は、陪審式試験に合格した者に準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

公認会計士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月三十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄郎

(審査報告書は都合により本号附録に掲載)

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。
第五十七條に次の二項を加える。
計理士としての職に在つた年數を滿算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行つた審式試験を受けることができる。

第五項の規定は、陪審式試験を受けようとする者に、第四項及び第六項の規定は、陪審式試験に合格した者に準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、公認会計士法の一部を改正する法律案を議院の議事を閉会中も継続するの件、(大蔵省)

第二に、私として特に皆さんに訴へたいと思いますことは、このいわゆる議院における会期不継続の原則であります。国会法が規定しておりますところの第一の原則は会期不継続であるので、止むを得ないときに限つて皆さんが議決によつてこれが継続せられることができる。これは、やはり決して一朝一夕にできた法則ではなくて、民主主義の長い間の歴史の結果としてできて来たものだと思ひます。私見を申上げては甚だ恐縮でありますが、この國會は何よりも歴史が進んで行くその動きに應ぜられるものでなければならぬといふ。従つて一つの会期において起つた問題は、その会期において解決せられることが理想であります。若しも前の会期に起つて来たことを次の会期にまで持ち越しということになれば、その間に動いて行く歴史の動きといふものを國會が束縛することになります。これは歴史の動きに対して國會が枠を掣めるといふことにならざるを得ません。(「簡單々々」と呼ぶ者あり)これは

に反対であります。これは本堂を言いますと、率直に言いますと、問題にな

のことは日本の問題を我々が自主的に考える上にこれを参考としなければなら

ります。これは私は衆議院が第一院であるからというので、それを参議院に

押し付けようとするのではありませ
ん。併しながら第一院というものを尊
重して、これをやはり参議院の權威の
回復確立の上に活かして行かなければ
ならない。このことは誰も反対なさる
まいと思ふ。

この第一、第二、第三、第四の点を
繰り上げて、そして我々がこの問題
をどう決定するかによつて、初めてこ
の閣下から非常にかましく問題に
なつてゐるところの参議院の權威回復
の問題が解決して行くものと我々は考
へます。それをしないで、無理なこじ
付けによつて事を騒ろつとすれば、そ
れはたとえ表面成功した場合にも、良
き前例を作ることにはならなくて、悪
い前例を作ることになる。悪い前例を
作る。これが悪いと知りながら敢え
て悪い前例を作るといふことになれ
ば、他の問題をどう取扱おうが、参議
院の我々が参議院の權威の回復と確保
と発展のために事を起したとは、すべ
ての人によつて見られなくなるであら
う。これは明らかであります。この点
を説明しまして、我々の反対の意見を
述べたわけであります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) これにて討論
の通告者は終了いたしました。討論は
終局したものと認めます。これより本
件の採決を行います。本件の採決は
記名投票を以て行います。本記名投票
に要する時間を七分間に制限いたしま
す。議員金子洋文君外三君の懲罰事
に關する審査を閉会中も継続することに
賛成の諸君は白色票を、反対の諸君
は青色票を、御登壇の上御投票願いま
す。氏名点呼を行います。議場の閉鎖
を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○副議長(松嶋喜作君) 投票箱はこ
ざいませんか。(すでに無効な、時間
的に)と呼ぶ者あり。投票箱はこざい
ませんか。……投票箱はこざいませ
んか。……投票箱はこざいませんか。
議場の閉鎖を命じます。投票を計
算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

〔これから時間を定めることは無
意味になつてしまふぞ〕と呼ぶ者
あり、その他発言する者多し。

○副議長(松嶋喜作君) 投票の結果を
御報告いたします。投票の結果は八十一
票、白色票百二十五票、青色票五十六
票、(拍手)によつて議員金子洋文君外三
君の懲罰事犯に關する審査は閉会中も
継続することに決しました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十五名

小川 友三君 阿竹齊次郎君
井上なつあ君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 江原 哲翁君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 康治君 河井 彌八君
來島 琢道君 高良 とみ君
小宮山常吉君 小林米三郎君
佐伯卯四郎君 佐藤 尚武君
新谷寅三郎君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 高瀬源太郎君
高田 寛君 伊達源一郎君
中川 以良君 野田 俊作君
早川 慎一君 久松 定武君
姫井 伊介君 藤井 丙午君
堀越 儀郎君 町村 敬貴君

松村眞一郎君
宮城タマヨ君 村上 義一君
矢野 西雄君 赤木 正雄君
安部 定君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 大山 安君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 岡元 義人君
木下 辰雄君 楠見 義男君
大屋 晋三君 植竹 春彦君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 康彦君 宿谷 榮一君
遠山 丙市君 小林 英三君
田村 文吉君 寺尾 博君
徳川 宗敏君 水久保義作君
徳川 頼貞君 一松 政二君
藤野 繁雄君 穂積貞六郎君
岡田喜久治君 小野 光洋君
岡田喜久治君 山本 勇造君
西田 天香君 渡邊 萬吉君
寺尾 豐君 大野木秀次郎君
川村 松助君 加藤常太郎君
西川 昌夫君 城 義臣君
浅岡 信夫君 池田宇右衛門君
堀 末治君 西川基五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 平沼彌太郎君
草葉 隆國君 石坂 豊一君
柴田 政次君 板谷 順助君
今泉 政喜君 松野 真内君
黒川 武雄君 紅 龍一君
藤井 新一君 深水 六郎君
平岡 市三君 北村 一男君
仲子 隆君 中川 幸平君
左藤 義詮君 西山 龜七君
伊藤 隆治君 佐々木龍藏君
境野 清雄君 浅井 一郎君
重宗 雄三君 廣瀬與兵衛君
山田 佐一君 大隅 憲二君

反対者(青色票)氏名

五十六名

尾形六郎兵衛君 木槍三四郎君
木内 四郎君 鬼丸 義實君
櫻内 辰郎君 油井賢太郎君
小堀 恆夫君 竹中 七郎君
入交 太蔵君 安達 良助君
小椋 勝馬君 大隈 信幸君
門屋 盛一君 平野善治郎君
鈴木 順一君 奥 主一君
岩本 哲夫君 中井 光次君
稻垣平太郎君
内村 清次君 梅津 錦一君
齋 武雄君 村尾 重雄君
門田 定藏君 堀本 重藏君
池田七郎兵衛君 河野 正夫君
田中 利勝君 山田 簡男君
カニエ邦彦君 和田 博雄君
森下 政一君 青山 正一君
若木 勝蔵君 島田 千壽君
吉川末次郎君 天田 勝正君
板野 勝次君 細川 嘉六君
中野 重治君 中西 功君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
鈴木 清一君 千葉 信君
木村八郎君 原口忠次郎君
池田 恒雄君 星野 芳樹君
金子 洋文君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 赤松 常子君
國光 淳一君 藤田 芳雄君
羽仁 五郎君 伊藤 修君
大島豊夫雄君 河崎 ナツ君
丹羽 五郎君 原 虎一君
下條 義兵君 島 清君
中村 正雄君 三好 始君
佐々木良作君 渡多野 鼎君
三木 治郎君 木下 源吾君
山下 義信君 岡田 宗司君

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程
に追加して、国会法の一部を改正する
法律案、裁判官弾劾法の一部を改正す
る法律案(いずれも衆議院提出)を一括
して議題とすることに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。議院運営委員会理事高田寛君。

〔審査報告書は都合により本号附
録に掲載〕

国会法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十四年五月二十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

国会法の一部を改正する法律
国会法(昭和二十二年法律第七十
九号)の一部を次のように改正する。
第三十九條中「各省次官」を「政務
次官、参政官」に改める。
第四十二條第一項の各号を次のよ
うに改める。

- 一 総理府委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 法務委員会
- 五 外務委員会
- 六 大蔵委員会
- 七 文部委員会
- 八 厚生委員会
- 九 通商産業委員会
- 十 農林委員会

- 十一 水産委員会
- 十二 運輸委員会
- 十三 郵政委員会
- 十四 電気通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 経済安定委員会
- 十八 予算委員会
- 十九 決算委員会
- 二十 議院運営委員会
- 二十一 懲罰委員会
- 二十二 図書館運営委員会
- 第二百二十六條から第二百二十八條までの規定中「訴追委員」を「裁判官訴追委員」に改め、第二百二十六條及び第二百二十九條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十九條の改正規定は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）施行の日から、第四十二條の改正規定は、第六回國會の召集の日から、これを施行する。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに添付する。

昭和二十四年五月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

法律

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会（以下訴追委員会という。）」に改める。

第五條第一項中「訴追委員」を「裁判官訴追委員（以下訴追委員という。）」に改め、同條第五項を次のように改める。

訴追委員及びその予備員が、辭職しようとするときは、訴追委員会を經由して、衆議院の許可を受けなければならない。但し、國會の閉會中は、訴追委員会の委員長を經由して、衆議院議長の許可を受けなければならない。

第十條第一項中「十五人以上」を「十一人以上」に改める。

第十六條第六項を次のように改める。

裁判員及びその予備員が、辭職しようとするときは、彈劾裁判所を經由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、國會の閉會中は、裁判長を經由して、その者の属する議院の議長の許可を受けなければならない。

第二十八條見出しに「（訊問）」とあるを「（召喚）」に改め、同條第一項中「召喚し、これを訊問する」を「召喚する」に改める。

第三十條中「事務局長その他の」を削る。

第四十四條第一項中「三千元」を「一万元」に改め、同條第二項中「者は、これを千円以下の過料に処する。」を「者もまた前項と同様とする。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國會職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

〔高田寛君登壇、拍手〕

○高田寛君 只今議題となりました國會法の一部を改正する法律案並びに裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、同案とも委員会において審議の結果、いずれも多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。尚、詳細は速記録によつて御承知を願うことに御了承を願います。（拍手）

○副議長（松嶋善作君） 國會法の一部を改正する法律案に対して、少数意見者から報告することを求められております。時間は三分間に制限いたします。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 只今の總統審査が不法でありますに続きまして、又この法律案も不当に通過させられようとしていることを議員諸君は御記憶願いたいのであります。（ノノノノと呼ぶ者あり）それは参政官の設置法案が審議終了になりますときに、國會法の第三十九條中「各省次官」を「政務次官、参政官」に改める、こういう改め方でありまして、私は運営委員会において反対した次第であります。参政官を設置するということに含みに持つておりますればこそ、このような改め方をするのであります。審議終了になつて、

参政官の制度に對しましては相當の反對がありました。それならば、この第三十九條中の「各省次官」をそのまま置いて置かれたい。何を苦しんで「政務次官」の次に「参政官」を入れられるのか、判斷に苦しむ次第であります。（拍手）私はこの第五國會におきまして、しばしば法規、規則等は守らなければならないことを強調して参りました。而も向この些細な問題につきまして、法案審議の際に、本會議が並行して行われておるのだから、この内容についても一読しても決して差支ないではないかというのに、多数の力でこの法案の一読さえもすることなく、直ちに採決されてしまつた。（議院の權威はどうしたと呼ぶ者あり）これは誠に議院の權威がしばしば言われながら、参議院の權威がいかにありやと言いたのであります。（一読しないのは君の不勉強だと呼ぶ者あり）この國會は申すまでもなく立法の府であります。立法の府が、「時間々々」と呼ぶ者あり）このような幼稚なやり方を通しますことは、議員諸君の良識を疑はれるのであります。（落着いて）議長時間だ「時間々々」と呼ぶ者あり）最後に議員諸君が良識ある判斷において……

○副議長（松嶋善作君） 時間が参りました。

○板野勝次君（續） まだ参政官の設置が決定されていないのでありますから、この同案が是非とも否決されますように、私は「時間が過ぎた」と呼ぶ者あり）ひたすら良識ある議員諸君に御期待申上げて、「時間を過ぎた」「議院の權威」と呼ぶ者あり）少数意見の報告を終る次第であります。

○副議長（松嶋善作君） これより同案の採決をいたします。本採決は記名投票を用います。（時間の制限をしなさいよ）と呼ぶ者あり）同案に賛成の諸君は白色票を、反對の諸君は青色票を、御登壇の上御投票願います。氏名の点呼をいたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長（松嶋善作君） 投票の途中であります。午後十二時になりましたから、これにて散會いたします。（拍手）

○本日の會議に付した事件

- 一、常任委員辭任及び補欠の件
- 一、日程第一 副議長不信任決議案
- 一、日程第二 引揚同僚對策審議會設置法の一部を改正する法律案
- 一、常任委員辭任及び補欠の件
- 一、特別委員辭任及び補欠の件
- 一、檢察官適格審査會予備委員の選舉

○地方自治廳設置法第四條第二項第二号及び同法附則第二項による地方自治委員の選舉

- 一、中央更生保護委員會委員の任命に關する件
- 一、地方自治委員の任命に關する件
- 一、運輸審議會委員の任命に關する件

○家畜衛生法案

- 一、公認會計士法の一部を改正する法律案
- 一、漁業法及び漁業法施行法案の審査を閉會中も継続する件

- 一、戦院の運営に関する審査を閉会中も継続するの件
一、地方行政に関する調査を閉会中も継続するの件
一、檢察及び裁判の運営等に関する調査を閉会中も継続するの件
一、租税制度に関する調査を閉会中も継続するの件
一、教育文化施設及び文化財保護に関する調査を閉会中も継続するの件
一、社会保障制度に関する調査を閉会中も継続するの件
一、水稲単作地帯対策に関する調査を閉会中も継続するの件
一、農林関係配給公團制度に関する調査を閉会中も継続するの件
一、観光事業に関する調査を閉会中も継続するの件
一、日本国有鉄道法施行に関する調査を閉会中も継続するの件
一、建設事業一般並びに国土その他諸計画に関する調査を閉会中も継続するの件
一、在外同胞引揚問題に関する調査を閉会中も継続するの件
一、選挙法改正に関する調査を閉会中も継続するの件
一、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君、カニエ邦彦君の懲罰事件に関する審査を閉会中も継続するの件
一、国会法の一部を改正する法律案
一、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 真作君

議員
小川 友三君 阿竹齊次郎君
井上なつゑ君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 梅原 眞隆君
江館 哲翁君 小野 哲君
加賀 操君 柏木 庫治君
鎌田 逸郎君 河井 彌八君
來馬 琢道君 高良 とみ君
小杉 イ子君 小宮山常吉君
小林米三郎君 佐伯卯四郎君
佐藤 尚武君 新谷寅三郎君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高瀬龍太郎君 高田 寛君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
中川 以良君 野田 俊作君
早川 慎一君 久松 定武君
堀井 伊介君 藤井 丙午君
堀越 儀郎君 町村 敬貴君
松井 道夫君 松村眞一郎君
宮城タモヨ君 村上 義一君
矢野 西雄君 赤木 正雄君
安部 定君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 大山 安君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 岡元 義人君
尾崎 行輝君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
大屋 晋三君 植竹 春彦君
中山 壽彦君 島村 軍次君
下條 康賢君 宿谷 榮一君
大野木秀次郎君 遠山 丙市君
小林 英三君 田村 文吉君
寺尾 博君 徳川 宗敏君
玉屋 喜章君 水久保基作君
徳川 鶴貞君 一松 政二君

藤野 繁雄君 北條 秀一君
穂積眞六郎君 岡田喜久治君
小野 光洋君 園 伊能君
山本 勇造君 結城 安次君
西田 天香君 渡邊 甚吉君
寺尾 豊君 大野木秀次郎君
川村 松助君 加藤常太郎君
西川 昌夫君 城 義臣君
淺岡 信夫君 池田宇右衛門君
堀 末治君 西川 甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 平沼彌太郎君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 小杉 繁安君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
石川 準吉君 紅路 みつ君
深川タメエ君 木内キヤウ君
藤井 新一君 深水 六郎君
平岡 市三君 北村 一男君
仲子 隆君 中川 幸平君
左藤 義詮君 西山 龜七君
橋本萬右衛門君 伊東 隆治君
佐々木鹿蔵君 境野 清雄君
淺井 一郎君 重宗 雄三君
廣瀬興兵衛君 小串 清一君
山田 佐一君 大隅 憲二君
尾形六郎兵衛君 木曾三四郎君
木内 四郎君 鬼丸 義齋君
櫻内 辰郎君 油井賢太郎君
星 一君 小畑 哲夫君
竹中 七郎君 入交 太蔵君
安達 良助君 高橋 啓君
小林 勝馬君 内村 清次君
梅津 錦一君 大隈 信幸君
門屋 盛一君 平野善治郎君
鈴木 順一君 齋 武雄君
村尾 重雄君 門田 定蔵君

塚本 重蔵君 奥 圭一郎君
池田七郎兵衛君 岩本 哲夫君
河野 正夫君 田中 利勝君
山田 節男君 中井 光次君
稻垣平太郎君 カニエ邦彦君
和山 博雄君 森下 政一君
青山 正一君 若木 勝蔵君
島田 千壽君 吉川末次郎君
天田 勝正君 板野 勝次君
細川 嘉六君 中野 重治君
中西 功君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 鈴木 清一君
千葉 信君 木村福八郎君
原口忠次郎君 池田 恒雄君
星野 芳樹君 太田 敏兄君
金子 洋文君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 赤松 常子君
千田 正君 國井 淳一君
藤田 芳雄君 羽仁 五郎君
伊藤 修君 大島農夫雄君
岩崎正三郎君 河崎 ナツ君
丹羽 五郎君 原 虎一君
下條 恭兵君 島 清君
中村 正雄君 三好 始君
佐々木良作君 波多野 鼎君
三木 治朗君 木下 源吾君
山下 義信君 岡田 宗司君
駒井 藤平君 小川 久義君
岩男 仁蔵君 鈴木 憲一君

政府委員
内閣官房長官 増田甲子七君
厚生政務次官 淺岡 信夫君

定價 一部 四円五十銭

送料 実費

所行 宛

東京都新宿区市ヶ谷本町可
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷 講談社